

環境委員会追加資料

平成 29 年 8 月 29 日

所管事務の調査（報告）

- ・「川崎市総合計画」第 1 期実施計画・中間評価結果について

追加資料 3

平成 29 年度 水質検査計画

上 下 水 道 局

# 平成29年度 水質検査計画



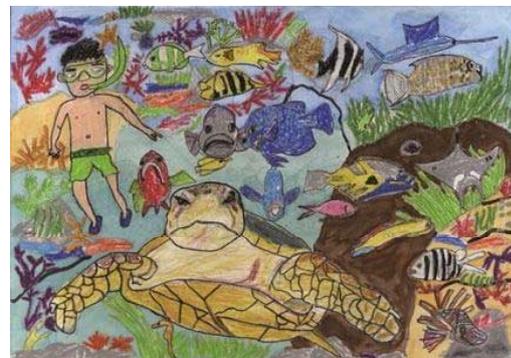
小学生 高学年の部



中学生の部



小学生 低学年の部



小学生 中学年の部

第59回水道週間 川崎市小・中学生作品コンクール 絵画・ポスターの部 特選作品

## 川崎市上下水道局

# 目 次

1	はじめに	1
2	基本方針	1
3	水道事業の概要	2
4	水源から蛇口までの状況と留意すべき水質項目	5
5	定期的な水質検査の項目、地点及び頻度	6
6	臨時の水質検査	9
7	水質検査方法	10
8	水質検査の精度と信頼性確保	11
9	水質検査計画と水質検査結果の公表	12
10	水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し	13
11	関係機関との連携	14
	別表－1 水質基準項目（給水栓）	15
	別表－2 水質基準項目（水源・浄水場）	16
	別表－3 水質管理目標設定項目	17
	別表－4 要検討項目	17
	別表－5 その他の水質検査項目	18

## 1 はじめに

---

川崎市上下水道局では安全で良質な水道水を供給するために、精度と信頼性の高い水質検査を行っています。水質検査計画は、水質検査項目、検査地点、検査頻度などを示した計画で、水道法施行規則第15条第6項に基づき毎年度策定し、公表することが義務付けられています。平成29年度はこの計画に基づき水質検査を行います。

## 2 基本方針

---

- 水質検査は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目と水質管理上必要な項目について行います。
- 水質検査は、水源、浄水場、及び浄水場系統などを考慮した代表的な給水栓で行います。
- 検査頻度は、法令に基づくとともに、過去の検査結果を評価して定めます。
- 水質検査は、水道水質検査優良試験所規範(水道GLP)に基づく信頼性保証体制のもと自己検査で行うことを基本とします。



上下水道局マスコット  
ウォーターマン

### 3 水道事業の概要

#### (1) 川崎市の水源地

川崎市の水源地は、富士五湖の山中湖及び忍野湧水を源とし、桂川を経て相模湖に貯えられた水で、津久井分水池を経て、長沢浄水場に送られています。

また、川崎市が用水供給を受けている神奈川県内広域水道企業団西長沢浄水場の水源地は、酒匂川と相模川で、それぞれ飯泉取水堰と相模大堰で取水され西長沢浄水場に送られています(図-1)。

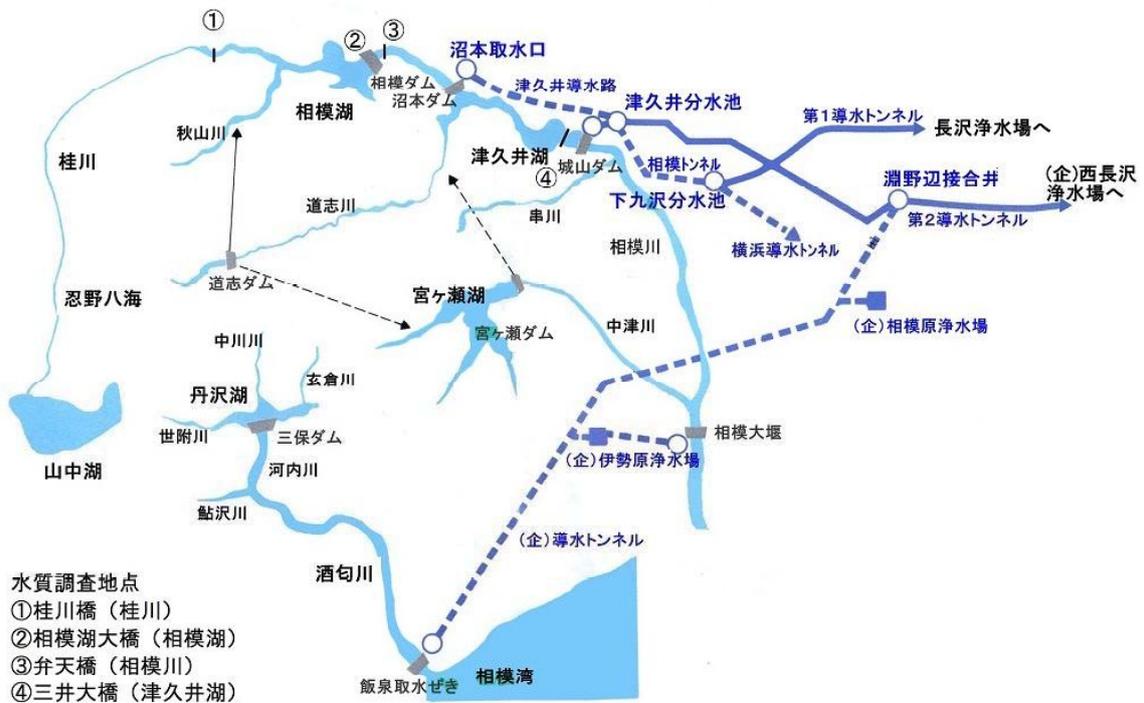


図-1 川崎市の水源地

## (2) 浄水場の浄水処理方式

川崎市の長沢場水場は、原水の水質状況に対応した浄水施設を整備しています。浄水場の概要は表-1のとおりです。

表-1 浄水場の概要

浄水場	長沢浄水場
所在地	川崎市多摩区三田 5-1-1
敷地面積(m <sup>2</sup> )	198,000
施設能力(m <sup>3</sup> /日)	280,000
原水の種類	相模川水系ダム放流水
沈澱池	傾斜板式
ろ過池	重力式二層ろ過
浄水処理方式	薬品凝集沈澱 急速ろ過 塩素消毒 粉末活性炭*

\*水質異常時等に使用



写真-1 長沢浄水場

### (3) 神奈川県内広域水道企業団からの受水

川崎市上下水道局では、神奈川県内広域水道企業団の西長沢浄水場から用水供給を受けています。西長沢場水場の原水は、酒匂川水系と相模川水系の混合水で、概ね良好な水質です。浄水については神奈川県内広域水道企業団が浄水場出口と受水地点で水質検査を行い水の安全性を確認しています。

### (4) 給水状況

市内全域約148万人に1日平均50万2千 $m^3$ の給水を行っています。給水状況は、表-2のとおりです。

表-2 平成27年度給水状況

給水区域	川崎市内
給水面積	144.35 $km^2$
総人口	1,481,270人
給水人口	1,481,234人
普及率	99.99%
給水栓数	731,733 栓
給水能力	815,600 $m^3$ /日
一日最大配水量	534,300 $m^3$ /日
一日平均配水量	501,774 $m^3$ /日



写真-2 相模湖

## 4 水源から蛇口までの状況と留意すべき水質項目

### (1) 水源の水質状況と留意すべき水質項目

相模川水系の水質状況は良好な水質です。留意すべき水質項目を表-3に示します。

表-3 水源での留意すべき水質項目

留意すべき水質項目	原因	対策
臭気 pH値 濁度	富栄養化による植物性プランクトンの発生 降雨等による濁水発生 水源水質事故	空気揚水筒及びアオコフェンスの設置 相模湖に堆積した土砂の浚せつ 関係機関への水質保全に関する要請活動

### (2) 浄水場から蛇口までの留意すべき水質項目と対応

浄水場で使用する薬品や給水管等の影響で留意すべき水質項目を表-4に示します。

表-4 浄水場から蛇口までの留意すべき水質項目と対応

留意すべき水質項目	原因	川崎市の対応
トリハロメタン等	水の中の有機物と消毒剤の反応	消毒剤注入量管理の徹底
塩素酸・臭素酸	消毒剤中の不純物 消毒剤の分解	高純度消毒剤の使用 貯蔵槽の温度管理
鉄・濁度・色度	水道管の老朽化	老朽管の計画的更新
鉛	鉛給水管の使用	鉛給水管の計画的解消
残留塩素	水道管や貯水槽内での滞留による濃度低下	管路整備における管口径の適正化と管網形成 滞留地域の定期的な排水 貯水槽の管理指導（健康福祉局との連携）

## 5 定期的な水質検査の項目、地点及び頻度

---

### (1) 給水栓における水質検査

#### ア 法令で義務付けられている検査

##### (ア) 毎日検査

法令で1日1回以上の検査が義務付けられている色と濁り及び消毒の効果(遊離残留塩素)については、市内20箇所に設置した水質自動測定装置により毎日24時間連続して測定し、安全で良質な水が安定した状態で供給されていることを確認します。

##### (イ) 水質基準に係る検査

市内11箇所の給水栓において法令に基づく水質基準項目51項目の検査を次のような頻度で行います(別表-1)。

- ・法令により月1回以上の検査が定められている項目は、月1回の検査を行います。
- ・法令により3箇月に1回以上の検査が定められている項目は、3箇月に1回の検査を行います。
- ・かび臭の原因物質であるジェオスミンと2-メチルイソボルネオールは、それらの原因となる藻類の発生時期に、月に1回以上検査を行います。

#### イ 水質管理上必要と判断した検査

次の検査項目について水質基準項目と同じ市内11箇所の給水栓で検査を行います。

##### (ア) 水質管理目標設定項目

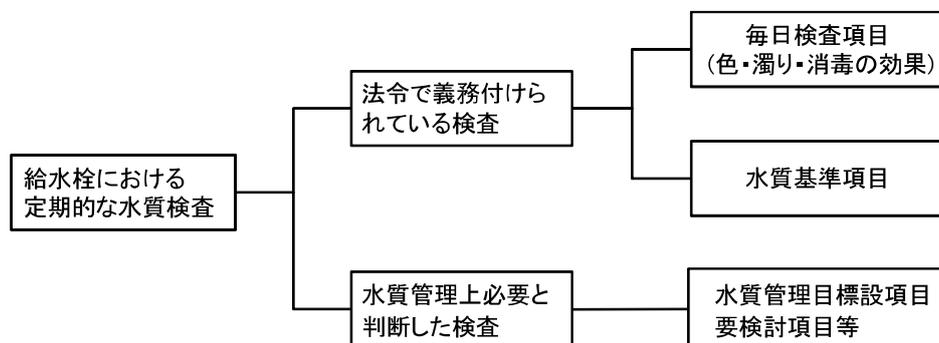
水質管理目標設定項目は水質基準を補完する項目として定められ、26項目が設定されていますが、別表-3のような頻度で検査を行います。

##### (イ) 要検討項目

水質基準等の見直しのために必要な情報・知見の収集に努めるべきとされている要検討項目を別表-4のような頻度で検査を行います。

##### (ウ) その他の水質検査項目

その他本市において水質管理上必要と判断した項目について別表-5のような頻度で検査を行います。



図一 2 給水栓における定期的な水質検査

## (2) 水源及び浄水場における水質検査

水源及び浄水場で水質管理のため必要な水質検査を次のように実施します。

- ・水源については、相模川水系の桂川橋、相模湖大橋、弁天橋、三井大橋の4箇所水質検査を実施します。相模川水系4箇所の検査は、広域水質管理センター\*が実施します。
- ・浄水場については原水及び配水池水について水質検査を実施します。
- ・検査項目、頻度は、別表－2～別表－5のとおりです。

### ※広域水質管理センターについて

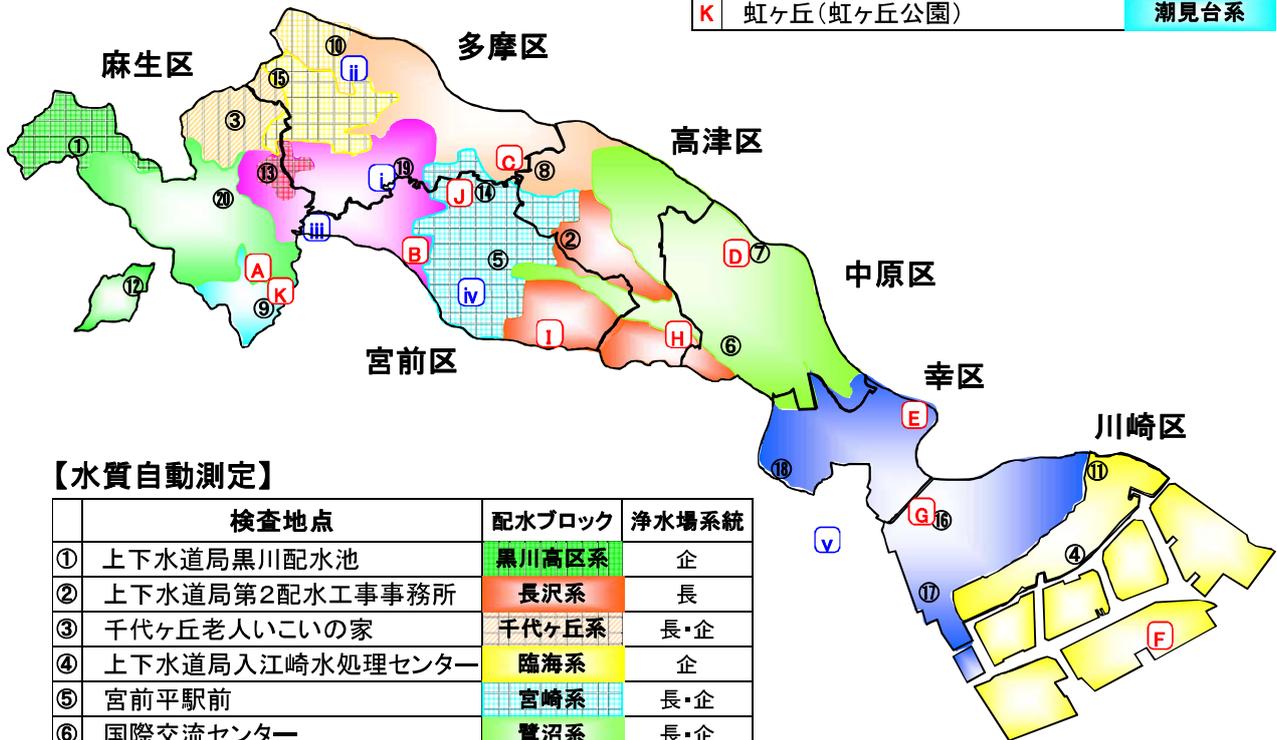
神奈川県企業庁企業局、横浜市水道局、川崎市上下水道局、横須賀市上下水道局及び神奈川県内広域水道企業団（以下企業団）は、平成27年4月から広域水質管理センター（企業団に置く）において共同で相模川及び酒匂川水系の水源域における水質検査と水質事故の対応を一元的に実施することにしました。このことにより、水源水質検査の効率化と水源水質事故対応の強化を図ります。

【浄水場・配水池】

i	長沢浄水場
ii	生田配水池
iii	潮見台配水池
iv	鷺沼配水池
v	末吉配水池 (横浜市鶴見区)

【市内給水栓検査】

	検査地点	配水ブロック
A	王禅寺(王禅寺老人いこいの家)	黒川系
B	菅生(南菅生保育園)	高石系
C	宿河原(ひばり保育園)	生田系
D	宮内(みやうち保育園)	鷺沼系
E	東古市場(古市場ポンプ場)	末吉系
F	東扇島(東扇島中公園)	臨海系
G	砂子(川崎市役所第2庁舎)	末吉系
H	明津(交通局井田営業所)	鷺沼系
I	東有馬(有馬保育園)	長沢系
J	平(平老人いこいの家)	宮崎系
K	虹ヶ丘(虹ヶ丘公園)	潮見台系



【水質自動測定】

	検査地点	配水ブロック	浄水場系統
①	上下水道局黒川配水池	黒川高区系	企
②	上下水道局第2配水工事事務所	長沢系	長
③	千代ヶ丘老人いこいの家	千代ヶ丘系	長・企
④	上下水道局入江崎水処理センター	臨海系	企
⑤	宮前平駅前	宮崎系	長・企
⑥	国際交流センター	鷺沼系	長・企
⑦	等々力緑地	鷺沼系	長・企
⑧	高津消防署久地出張所	生田系	長・企
⑨	虹ヶ丘保育園	潮見台系	企
⑩	上下水道局稲田取水所	菅系	長・企
⑪	殿町老人いこいの家	臨海系	企
⑫	麻生区市民館岡上分館	黒川系	企
⑬	百合丘こども文化センター	百合丘系	長・企
⑭	上下水道局長尾加圧ポンプ所	宮崎系	長・企
⑮	多摩区道路公園センター	細山系	長・企
⑯	川崎市役所第2庁舎	末吉系	長・企
⑰	上下水道局京町ポンプ場	末吉系	長・企
⑱	上下水道局加瀬水処理センター	末吉系	長・企
⑲	川崎国際生田緑地ゴルフ場	高石系	長・企
⑳	新百合丘西調整池	黒川系	企

長:長沢浄水場  
企:神奈川県内広域水道企業団

図-3 水質検査地点概要図

## 6 臨時の水質検査

---

次の様な事態が生じ水質基準に適合しないおそれのある場合には、臨時の水質検査を行います。

- ・ 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ・ 水源に異常があったとき。
- ・ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- ・ 浄水過程に異常があったとき。
- ・ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- ・ その他特に必要があると認められるとき。

## 7 水質検査方法

---

水質検査の方法は水質基準項目、水質管理目標設定項目は、国が定めた水道水の検査方法「水質基準に関する省令に基づき厚生労働大臣が定める方法」などに従い行います。また要検討項目とその他の項目の試験方法については上水試験方法（日本水道協会）などに従い行います。



ガスクロマトグラフ質量分析装置  
(揮発性有機化合物測定用)



誘導結合プラズマ質量分析装置  
(金属測定用)



液体クロマトグラフ質量分析装置  
(微量有機物質測定用)



イオンクロマトグラフ分析装置  
(陰イオン、陽イオン測定用)

写真－3 代表的な水質検査機器

## 8 水質検査の精度と信頼性確保

水質検査は、水道水の安全性を確認するもので高い精度と信頼性の確保が求められています。水道水質課では、平成18年に日本水道協会による水道水質検査優良試験所規範(水道GLP)の認定を取得しました(平成26年7月に認定更新)。今後も水道GLPの運用により水質検査の信頼性と精度の維持向上に努めます。また、厚労省をはじめとした外部精度管理に参加し、水道GLPに基づく品質管理システムに則って内部精度管理を充実させることで、水質検査の分析精度の向上に努めます。



写真-4 水道水質検査優良試験所規範認定証

## 9 水質検査計画と水質検査結果の公表

水質検査計画は毎事業年度の開始前に作成し、上下水道局ウェブサイトで公表します。

水質検査の結果（給水栓の水質基準項目）は、毎月上下水道局ウェブサイトに掲載します。さらに詳しい内容については毎年度発行する「水質試験年報」でご覧になれます。水質試験年報は、上下水道局ウェブサイト、各区の市政資料コーナー、かわさき情報プラザ、公文書館で閲覧できます。

水質検査計画と水質検査結果についてのお客様のご意見、ご質問は、水道水質課で受け付けています。



図ー4 上下水道局ウェブサイト

## 10 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し

水質検査結果については、検査地点ごと、検査項目ごとに水質基準値や過去の検査結果と比較・評価し、異常があれば原因究明等必要な対応を取ります。

水質検査計画については、水質検査結果の評価や法令改正への対応を反映させるため、毎年見直しを行います。

また、お客様からの水質検査計画や水質検査結果に対するご意見についても、水質検査計画の見直しの参考とさせていただきます。

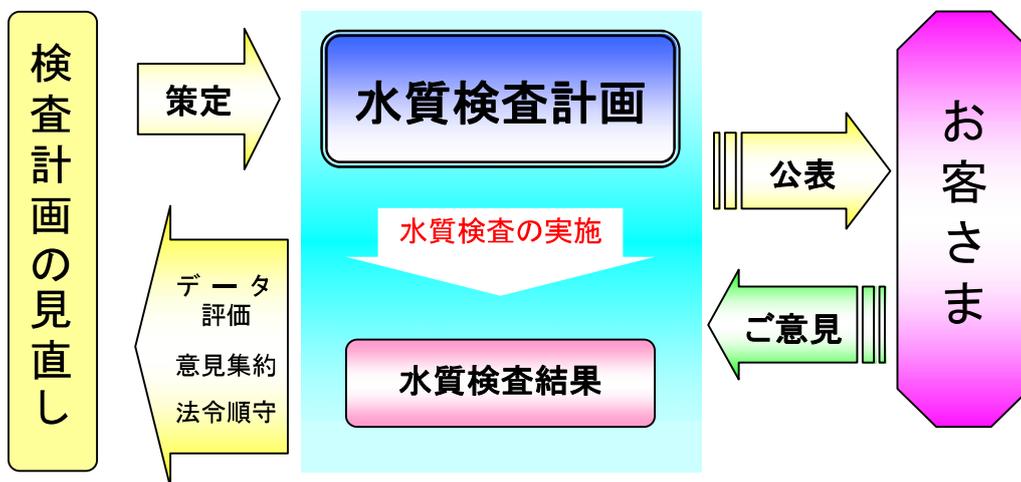


図-5 水質検査計画見直しの流れ

## 1 1 関係機関との連携

---

- ・水道水源域で水質事故が発生した場合は、広域水質管理センターから情報収集を行うとともに必要に応じて現地調査を行い、浄水場で活性炭を注入などの適切な浄水処理を行うことで安全な水道水を供給しています。
- ・水系感染症発生時の情報提供を健康福祉局から受け、衛生上必要な措置に役立っています。

別表-1 水質基準項目(給水栓)

分類	項目	基準値	過去3年間の最大値 H25.4.1 ~ H28.3.31	法令で定められている検査頻度	検査頻度の減が可能な項目		検査結果に基づく検査頻度の減及び法的根拠	本市検査頻度(回/年)				
					検査頻度の減が可能な項目	検査頻度の減が可能な項目						
病原生物の指標	1 一般細菌	1mL中集落数100以下	1	月1回以上①	不可	不可	月1回	12				
	2 大腸菌	検出されないこと	不検出					12				
無機物・重金属	3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.0001未満	3月に1回以上②	可(A)	ア	3年に1回	4				
	4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.00005未満					4				
	5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満					4				
	6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満					4				
	7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001					4				
	8 六価クロム化合物	0.05mg/L以下	0.001未満					4				
	9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.005未満					イ	1年に1回	12		
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001未満					不可	不可	3月に1回	4	
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	5.8					不可	不可	3月に1回	12	
	12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.12					イ	1年に1回	12		
	13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.045					3月に1回以上②	可(A)	ア	3年に1回	4
	14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0001未満									4
	15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.0005未満									4
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.0002未満	4									
17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.0001未満	4									
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.0001	4									
19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.0001未満	4									
20 ベンゼン	0.01mg/L以下	0.0001未満	4									
消毒副生成物	21 塩素酸	0.6mg/L以下	0.08	不可	不可	3月に1回	12					
	22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.003				4					
	23 クロロホルム	0.06mg/L以下	0.015				4					
	24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.007				4					
	25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.0074				4					
	26 臭素酸	0.01mg/L以下	0.001未満				4					
	27 総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.021				4					
	28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.012				4					
	29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.0054				4					
	30 ブロモホルム	0.09mg/L以下	0.0064				4					
	31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.005				4					
色	32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.007	可(A)	ア	3年に1回	4					
	33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.053				不可	3月に1回	4			
	34 鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.021				ア	3年に1回	4			
	35 銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.014				ア	3年に1回	4			
味覚	36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	30	可(A)	イ	1年に1回	4					
	37 マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.001				ア	3年に1回	4			
味覚	38 塩化物イオン	200mg/L以下	41	月1回以上①	可(B)	不可	月1回	12				
	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	87					4				
	40 蒸発残留物	500mg/L以下	220					3月に1回以上②	可(A)	不可	3月に1回	4
発泡	41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.005未満	3月に1回以上②	可(A)	ア	3年に1回	4				
	42 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000003					原因薬類発生時期に月1回以上③	不可	不可	発生時期月1回	適宜
臭気	43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000002	3月に1回以上②	可(A)	ア	3年に1回	4				
	44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.005未満					4				
基礎的性状	45 フェノール類	0.005mg/L以下	0.0005未満	月1回以上①	可(B)	不可	月1回	12				
	46 有機物(全有機炭素TOCの量)	3mg/L以下	0.7					12				
	47 pH値	5.8以上8.6以下	7.6					12				
	48 味	異常でないこと	異常なし					12				
	49 臭気	異常でないこと	異常なし					12				
基礎的性状	50 色度	5度以下	2	月1回以上①	可(B)	不可	月1回	12				
	51 濁度	2度以下	0.2未満					12				

◇法令で定められている検査頻度

検査頻度	該当法令
① おおむね1箇月に1回以上	水道法施行規則第15条第1項第4号
② おおむね3箇月に1回以上	水道法施行規則第15条第1項第4号
③ おおむね1箇月に1回以上	臭気の原因となる薬類の発生時期 水道法施行規則第15条第1項第4号

◇検査頻度の減A(原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、下記要件の場合、検査頻度を減らすことが可)

検査頻度	該当法令
ア おおむね3年に1回以上	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下 水道法施行規則第15条第1項第4号
イ おおむね1年に1回以上	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下 水道法施行規則第15条第1項第4号

◇検査頻度の減B(連続的に計測及び記録がなされている場合、検査頻度を減らすことが可)

おおむね3箇月に1回以上	水道法施行規則第15条第1項第4号
--------------	-------------------

注: Bは要件を満たさないため本市では検査頻度の減は不可

別表-2 水質基準項目(水源・浄水場)

数字は年間検査頻度

分類	項目	基準値	水源				長沢浄水場		
			桂川橋	相模湖大橋	弁天橋	三井大橋	原水	配水	
病原生物	1 一般細菌	1mL中集落数100以下	12	12	12	12	12	24	
	2 大腸菌	検出されないこと	12	12	12	12	12	24	
無機物・重金属	3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	4	—	4	—	4	4	
	4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	4	—	4	—	4	4	
	5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	4	—	4	—	4	4	
	6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	4	—	4	—	4	4	
	7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	4	—	4	—	4	4	
	8 六価クロム化合物	0.05mg/L以下	4	—	4	—	4	4	
	9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	12	12	12	12	12	12	
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	4	—	4	—	4	4	
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	12	12	12	12	12	12	
	12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	12	12	12	12	12	12	
	13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	4	—	4	—	4	4	
	一般有機物	14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	4	—	4	—	4	4
		15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	4	—	4	—	4	4
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/L以下	4	—	4	—	4	4	
17 ジクロロメタン		0.02mg/L以下	4	—	4	—	4	4	
18 テトラクロロエチレン		0.01mg/L以下	4	—	4	—	4	4	
19 トリクロロエチレン		0.01mg/L以下	4	—	4	—	4	4	
20 ベンゼン		0.01mg/L以下	4	—	4	—	4	4	
消毒副生成物	21 塩素酸	0.6mg/L以下	—	—	—	—	—	12	
	22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	—	—	—	—	—	4	
	23 クロロホルム	0.06mg/L以下	4	—	4	—	4	4	
	24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	—	—	—	—	—	4	
	25 ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	4	—	4	—	4	4	
	26 臭素酸	0.01mg/L以下	—	—	4	—	4	4	
	27 総トリハロメタン	0.1mg/L以下	4	—	4	—	4	4	
	28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	—	—	—	—	—	4	
	29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	4	—	4	—	4	4	
	30 ブロモホルム	0.09mg/L以下	4	—	4	—	4	4	
	31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	—	—	—	—	—	4	
色	32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	4	—	4	—	4	4	
	33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	4	—	4	—	12	12	
	34 鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	12	12	12	12	4	4	
	35 銅及びその化合物	1.0mg/L以下	4	—	4	—	4	4	
味覚	36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	4	—	4	—	4	4	
味覚	37 マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	12	12	12	12	12	12	
	38 塩化物イオン	200mg/L以下	12	12	12	12	12	12	
	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	12	12	12	12	4	4	
発泡	40 蒸発残留物	500mg/L以下	—	—	4	—	4	4	
	41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	4	—	4	—	4	4	
臭気	42 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	—	36	36	12	適宜	適宜	
	43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	—	36	36	12	適宜	適宜	
発泡	44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	4	—	4	—	4	4	
臭気	45 フェノール類	0.005mg/L以下	4	—	4	—	4	4	
味覚	46 有機物(全有機炭素TOCの量)	3mg/L以下	12	12	12	12	12	12	
基礎的性状	47 pH値	5.8 以上 8.6 以下	12	36	36	12	244	244	
	48 味	異常でないこと	—	—	—	—	—	244	
	49 臭気	異常でないこと	12	36	36	12	244	244	
	50 色度	5度以下	12	12	12	12	244	244	
	51 濁度	2度以下	12	36	36	12	244	244	

別表-3 水質管理目標設定項目

数字は年間検査頻度

項 目	目標値	水 源				長沢浄水場		給水栓
		桂川橋	相模湖大橋	弁天橋	三井大橋	原水	配水	東扇島等 11ヶ所
1 アンチモン及びその化合物	0,02mg/L以下	4	—	4	—	4	4	4
2 ウラン及びその化合物	0,002mg/L以下(暫定)	4	—	4	—	4	4	4
3 ニッケル及びその化合物	0,02mg/L以下	4	—	4	—	4	4	4
4	*1	—	—	—	—	—	—	—
5 1,2-ジクロロエタン	0,004mg/L以下	4	—	4	—	4	4	4
6	*2	—	—	—	—	—	—	—
7	*3	—	—	—	—	—	—	—
8 トルエン	0,4mg/L以下	4	—	4	—	4	4	4
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0,08mg/L以下	—	—	—	—	4	4	4
10 亜塩素酸	0,6mg/L以下	—	—	—	—	—	4	4
11	*4	—	—	—	—	—	—	—
12 二酸化塩素	*5 0,6mg/L以下	—	—	—	—	—	—	—
13 ジクロロアセトニトリル	0,01mg/L以下(暫定)	—	—	—	—	—	4	4
14 抱水クロラール	0,02mg/L以下(暫定)	—	—	—	—	—	4	4
15 農薬類	*6 1以下	6	—	6	—	6	6	—
16 残留塩素	1mg/L以下	—	—	—	—	—	52	12
17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10~100mg/L	12	12	12	12	4	4	4
18 マンガン及びその化合物	0,01mg/L以下	12	12	12	12	12	12	4
19 遊離炭酸	20mg/L以下	—	—	—	—	4	4	4
20 1,1,1-トリクロロエタン	0,3mg/L以下	4	—	4	—	4	4	4
21 メチル- <i>t</i> -ブチルエーテル	0,02mg/L以下	4	—	4	—	4	4	4
22 有機物(過マンガン酸カリウム消費量)	*7 3mg/L以下	—	—	—	—	—	—	—
23 臭気強度(TON)	3以下	12	36	36	12	適宜	適宜	適宜
24 蒸発残留物	30~200mg/L	—	—	4	—	4	4	4
25 濁度	1度以下	12	36	36	12	244	244	12
26 pH値	7.5程度	12	36	36	12	244	244	12
27 腐食性(ランゲリア指数)	-1~0	—	—	—	—	4	4	4
28 従属栄養細菌	1mL中集落数2,000以下(暫定)	12	12	12	12	12	12	12
29 1,1-ジクロロエチレン	0,1mg/L以下	4	—	4	—	4	4	4
30 アルミニウム及びその化合物	0,1mg/L以下	4	—	4	—	12	12	4

\*1 亜硝酸態窒素が水質基準項目になったため4は欠番。

\*2 トランス1,2-ジクロロエチレンが基準項目のシス1,2-ジクロロエチレンと合算されたため6は欠番。

\*3 1,1,2-トリクロロエタンが水質管理目標設定項目から削除されたため7は欠番。その他の項目の38に設定。

\*4 塩素酸が水質基準項目になったため11は欠番。

\*5 消毒剤として使用していないため検査を省略。

\*6 検査農薬の検出値をその目標値で除した数値の合計。

\*7 は水質基準項目として、有機物(全有機炭素TOCの量)の検査を行っているので省略。

別表-4 要検討項目

数字は年間検査頻度

項 目	目標値	水 源		長沢浄水場		給水栓
		桂川橋	弁天橋	原水	配水	東扇島等 11ヶ所
1 銀	—	4	4	4	4	4
2 バリウム	0,7mg/L以下	4	4	4	4	4
3 ビスマス	—	4	4	4	4	4
4 モリブデン	0,07mg/L以下	4	4	4	4	4
5 塩化ビニル	0,002mg/L以下	—	—	4	4	—
6 ダイオキシン類	1pgTEQ/L以下(暫定)	—	—	—	2	—
7 ノニルフェノール	0,3mg/L以下(暫定)	—	—	2	—	—
8 ビスフェノールA	0,1mg/L以下(暫定)	—	—	2	—	—
9 フタル酸ジ(n-ブチル)	0,01mg/L以下	—	—	4	4	4
10 フタル酸ブチルベンジル	0,5mg/L以下(暫定)	—	—	4	4	4
11 ミクロキステン- <i>LR</i>	0,0008mg/L以下(暫定)	—	—	適宜	適宜	—
12 ブロモクロロ酢酸	—	—	—	—	4	4
13 ブロモ酢酸	—	—	—	—	4	4
14 ジブロモ酢酸	—	—	—	—	4	4
15 トリクロロアセトニトリル	—	—	—	—	4	4
16 ブロモクロロアセトニトリル	—	—	—	—	4	4
17 ジブロモアセトニトリル	0,06mg/L以下	—	—	—	4	4
18 アセトアルデヒド	—	—	—	—	4	4
19 キシレン	0,4mg/L以下	4	4	4	4	4
20 パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	—	—	—	4	4	—
21 パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)	—	—	—	4	4	—

別表-5 その他の水質検査項目

数字は年間検査頻度

項 目	水 源				長沢浄水場		給 水 栓
	桂川橋	相模湖大橋	弁天橋	三井大橋	原水	配水	東扇島等 11ヶ所
1 水温	12	36	36	12	244	244	12
2 アンモニア態窒素	12	12	12	12	52	52	—
3 生物化学的酸素要求量(BOD)	12	—	—	—	—	—	—
4 化学的酸素要求量(COD)	—	12	12	12	—	—	—
5 紫外線吸光度(260nm)	12	—	12	—	—	—	—
6 全窒素	12	12	12	12	—	—	—
7 全りん	12	12	12	12	—	—	—
8 りん酸イオン	12	12	12	12	—	—	—
9 トリハロメタン生成能	—	—	—	—	4	—	—
10 クロホルム生成能	—	—	—	—	4	—	—
11 ジブロモクロロメタン生成能	—	—	—	—	4	—	—
12 ブロモジクロロメタン生成能	—	—	—	—	4	—	—
13 ブロモホルム生成能	—	—	—	—	4	—	—
14 総アルカリ度	12	—	12	—	244	4	—
15 溶存酸素	12	12	12	12	2	—	—
16 酸素飽和百分率	12	12	12	12	—	—	—
17 硫酸イオン	12	12	12	12	12	12	12
18 溶性ケイ酸	—	12	4	—	2	2	—
19 透明度	—	12	—	—	—	—	—
20 電気伝導率	12	12	12	12	12	12	12
21 放射能	—	—	—	—	1	—	—
22 セシウム134	*	—	—	—	適宜	適宜	—
23 セシウム137	*	—	—	—	適宜	適宜	—
24 臭素イオン	12	12	12	4	—	—	—
25 りん酸態りん	12	12	12	12	—	—	—
26 硝酸態窒素	12	12	12	12	—	—	—
27 無機態窒素	12	12	12	12	—	—	—
28 塩素要求量	—	—	—	—	12	—	—
29 マグネシウム	4	—	4	—	4	4	4
30 カリウム	4	—	4	—	4	4	4
31 カルシウム	4	—	4	—	4	4	4
32 鉄イオン	12	12	12	12	—	—	—
33 溶存マンガン	12	12	12	12	4	4	—
34 クロロフィルa	—	12	—	12	—	—	—
35 遊離残留塩素	—	—	—	—	—	244	12
36 結合残留塩素	—	—	—	—	—	52	—
37 p-ジクロロベンゼン	4	—	4	—	4	4	4
38 1,2-ジクロロプロパン	4	—	4	—	4	4	4
39 1,1,2-トリクロロエタン	4	—	4	—	4	4	4
40 クロロアセトニトリル	—	—	—	—	—	4	4
41 ブロモアセトニトリル	—	—	—	—	—	4	4
42 ジェオスミン溶存態	—	36	36	12	適宜	適宜	適宜
43 2-メチルイソボルネオール溶存態	—	36	36	12	適宜	適宜	適宜
44 ミクロキスティン-RR	—	—	—	—	適宜	適宜	—
45 ミクロキスティン-YR	—	—	—	—	適宜	適宜	—
46 植物プランクトン	12	12	12	12	24	24	—
47 動物プランクトン	12	12	12	12	—	12	—
48 クリプトスポリジウム	—	—	—	—	4	適宜	適宜
49 ジアルジア	—	—	—	—	4	適宜	適宜
50 大腸菌群	12	12	12	12	12	24	—
51 糞便性連鎖球菌	12	12	12	12	—	—	—
52 嫌気性芽胞菌(ウェルシュ菌芽胞)	—	—	—	—	4	—	—
53 ウェルシュ菌	12	12	12	12	—	—	—
54 りん酸態りん負荷量	12	—	12	—	—	—	—
55 全りん負荷量	12	—	12	—	—	—	—
56 無機態窒素負荷量	12	—	12	—	—	—	—
57 全窒素負荷量	12	—	12	—	—	—	—

\* 水道水中の放射性物質に係る管理目標値:放射性セシウム(セシウム134とセシウム137の合量)で10 Bq/kg 以下。

この「水質検査計画」は毎年度更新を行い、川崎市上下水道局ウェブサイトで公表します。

水質検査計画策定についてお客様のご意見、ご質問をお伺いしています。ご意見、ご要望がございましたら、下記のところまでお寄せください。

【連絡先】 川崎市上下水道局水管理センター水道水質課

〒214-0034 川崎市多摩区三田 5-1-1 ☎ 044-911-3005

FAX 044-900-9545

メール [80suisi@city.kawasaki.jp](mailto:80suisi@city.kawasaki.jp)